

# 群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金交付要綱

## (通則)

第1条 群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金(以下「学び直し支援金」という。)の交付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定。以下「国交付要綱」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の事務処理について(平成26年4月1日文科科学省25文科初第1455号通知。以下「国通知」という。)並びに群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「県規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)のうち、群馬県に所在する私立高等学校等に在学する生徒等が高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者である場合に、法に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、継続して就学支援金に相当する額を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

## (交付対象)

第3条 学び直し支援金は、群馬県内に私立の高等学校等を設置する者(以下「設置者」という。)が県内に設置する高等学校等に在籍する生徒等のうち、次条に規定する者に対して、その授業料を軽減する事業に要する経費を予算の範囲内において、設置者に交付するものとする。

## (対象生徒等)

第4条 学び直し支援金の対象生徒等は、次の各号の要件すべてに該当する者のうち、次条に規定する知事による受給資格の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)とする。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業、又は修了していない者
- 三 法第3条第2項第2号に該当する者
- 四 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(就学支援金に係る新制度の対象者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)であった者に限る。)
- 五 高等学校等を退学したことのある者
- 六 この要綱による学び直し支援金及び他の都道府県での同様の支援を通算して12月(高等学校等定時制課程等にあつては24月)以上受けていない者
- 七 この要綱による学び直し支援金を受けようとする者が、単位制高等学校等に入学した者である場

合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給単位数、この要綱による学び直し支援金及び他の都道府県での同様の支援の支給対象単位数の合計が74単位を超えていない者

八 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(受給資格の認定等)

第5条 前条第1項に規定する受給資格の認定その他必要な事項については、別途知事が定めるものとする。

(交付額)

第6条 学び直し支援金の額は、毎年度、受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第3条(第5号を除く。)、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(交付の申請)

第7条 学び直し支援金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、第1号様式により申請書及び添付書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、自己又は学校法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

二 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 学び直し支援金の交付を受ける設置者は、補助事業の遂行において前項各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、学び直し支援金の交付の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、学び

直し支援金を交付すべきものと認めたときは、第2号様式の交付決定通知により申請者に通知するものとする。

(交付の変更)

第9条 学び直し支援金の交付決定を受けた設置者は、前条の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第3号様式に関係書類を添えて知事の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する学び直し支援金の変更に伴う決定の通知は、前条の規定に準じ、第4号様式により申請者に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第10条 学び直し支援金の交付決定を受けた設置者は、当該交付決定の日の属する年度の3月31日までに、第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告の提出を受けたときは、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、第6号様式による確定通知書により当該設置者に通知するものとする。

(支払)

第12条 学び直し支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払することができる。

(返還)

第13条 知事は、第11条の規定による学び直し支援金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(書類の整備等)

第14条 学び直し支援金の交付を受けた設置者は、学び直し支援金の授受に関する書類を整備して、当該年度終了後5年間保管しなければならない。

(機密保持)

第15条 設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、対象生徒等及び保護者等について知り得た事実をみだりに他にもらしてはならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。